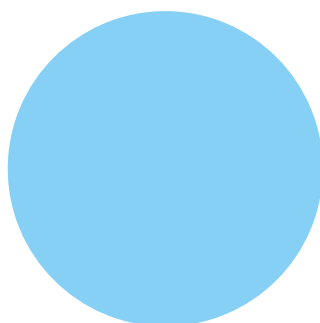




資 料 編



1 近年の主な法整備

1 発達障害者支援法の成立

平成16年12月に、従来の身体障がい、知的障がい及び精神障がいという3つの枠組みでは適切な支援が難しかった自閉症、アスペルガー症候群*などの発達障がいのある人に対して、その定義を明らかにするとともに、発達障がいを早期に発見し、生活全般にわたる支援体制の構築を図るため、「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月に施行されました。

2 障害者雇用促進法の改正

平成17年6月に、障がいのある人の雇用機会の拡大を目指し、福祉施策と雇用施策の有機的連携、精神障がいのある人に対する雇用対策の強化や在宅で就業している障がいのある人への支援などを内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、平成18年4月に施行されました。これにより、法定雇用率の算定対象に、新たに精神障がいのある人が加えられました。

3 障害者自立支援法の成立

平成17年10月に、サービスの提供主体を住民に身近な自治体である市町村に一元化するとともに、身体・知的・精神といった障がいの種別に関わらず、共通の制度によりサービスを提供することなどを内容とする「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月に施行されました。（一部は平成18年10月施行）

また、平成22年12月には、利用者負担の見直し（応能負担を原則に）、発達障がいが障害者自立支援法の対象となることの明確化、相談支援体制の強化などが規定されました。

4 学校教育法の改正

平成18年6月に、障がいのある生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育*」の制度化等を内容とする「学校教育法」の改正が行われ、平成19年4月に施行されました。

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー*新法）の成立

平成18年6月に、高齢者、障がいのある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が成立し、平成18年12月に施行されました。

6 障害者基本計画の後期の重点施策実施5か年計画の策定

平成19年12月に、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）の後期の「重点施策実施5か年計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）が策定され、「啓発・広報」、「生活支援」など8分野にわたる重点施策と達成目標が定められました。

7 障害者の権利に関する条約の署名及び発効

平成20年5月に、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。日本は、この条約に平成19年9月に署名を行っており、国においては、条約の批准に向け、国内法の改正等の検討が進められているところです。

8 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定

平成23年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、障がいのある人に対する虐待の防止に係る国や自治体の責務等が定められました。

9 障害者基本法の改正

平成23年7月に、障がい者支援の基本原則などを定めた「改正障害者基本法」が成立しました。障がいのある人の就職や教育などあらゆる機会での差別を禁じた「障害者の権利条約」批准に向けた、国内法整備の第1弾と位置付けられます。

10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の成立

「障害者自立支援法」を改め、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること基本理念として平成25年4月に施行されました。

11 障害者差別解消法の成立

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定されました。施行は、平成28年4月1日です。

参考1 障害者基本法第11条第3項（抜粋）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

参考2 障害者総合支援法第88条第1項（抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 総社市障害者施策推進協議会条例

平成18年6月27日

条例第27号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議させるため、総社市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 障がい者及び障がい者の福祉に関する事業等に従事する者

(3) 学識経験のある者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2項第1号及び第2号の委員は、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 総社市障害者施策推進協議会名簿

任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日

区 分	役 職 名	氏 名
関係行政機関 の職員	総社市教育委員会教育長	山中 榮輔
	岡山県倉敷児童相談所長	山本 繁
	岡山県備中保健所長	徳山 雅之
	倉敷中央公共職業安定所総社出張所長	平尾 有
障がい者及び 福祉関係従事者	社会福祉法人総社市社会福祉協議会会長	風早 昱源
	総社市民生委員児童委員協議会会長	安本 美喜男
	総社市身体障がい者福祉協会会長	近藤 宗人
	総社市手をつなぐ親の会会長	小川 正雄
	NPO法人あゆみの会理事長	高木 光恵
学識経験者	岡山県立大学保健福祉学部教授	難波 峰子
	吉備医師会会長	寺島 直之

※順不同

4 総社市障がい者千人雇用推進条例

平成23年12月19日

条例第22号

（目的）

第1条 この条例は、障がい者千人雇用の推進に関し、基本理念を定め、市、事業主、商工会議所等（以下「事業主団体」という。）の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、障がい者をはじめ全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 障がい者千人雇用の実現のための雇用の促進と就労の支援は、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられるものでなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、障がい者の雇用の促進と就労の支援を国、県、事業主、事業主団体及び民間の団体と協力して実施するものとする。

2 市は、積極的に公共施設等のバリアフリー化を推進するものとする。

3 市は、自ら率先して障がい者の雇用に努めるものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、障がい者一人ひとりの特性について理解を深め、その特性に配慮した雇用管理、施設・設備の新築、改修及びバリアフリー化並びに災害時の避難対応を行うなど、障がい者が働きやすい職場環境を整備し、障がい者の雇用の拡大に努めるものとする。

（市と関係がある事業主の責務）

第5条 市と契約を締結し、市の補助金の交付を受け、又は市の公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）について指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の指定を受け、若しくは指定を受けようとする事業主は、市税その他の貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は市の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて市の施策の実施に協力する責務を有するものであって、その雇用する労働者の数に対する障がい者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障がい者の雇用に努めなければならない。

（事業主団体の責務）

第6条 事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障がい者の雇用の促進のために必要な情報の提供及び助言に努めなければならない。

（市民の役割）

第7条 市民は、障がい者の特性の理解を深めるとともに、市が実施する障がい者の雇用促進と就労支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

（特例子会社設立の支援）

第8条 市は、事業主が行う障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する子会社の設立に当たって支援を行うものとする。

（就業及び生活上の支援）

第9条 市は、法第34条に規定する障害者就業・生活支援センター、社会福祉法人総社市社会福祉

協議会その他関係機関と連携して、障がい者が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援に努めるものとする。

- 2 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を市内で実施する事業者に対し、支援を行うものとする。

（障がい者支援施設等からの物品の買入れ等）

第10条 市は、国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨に鑑み、障がい者支援施設等（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所をいう。以下同じ。）において生産活動に従事する障がい者の就労の支援のため、自ら率先して障がい者支援施設等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

- 2 市は、障がい者の雇用に積極的に取り組んでいると認める事業主に対して、市等との契約に当たって、一定の条件を定めて、有利な取り扱いをすることができる。

（啓発活動の実施）

第11条 市は、国、県、事業主団体及び民間の団体と協力して障がい者の雇用と就労、施設のバリアフリー化に関し、事業主及び市民の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

（顕彰）

第12条 市は、障がい者の雇用に関し、特に優れた取り組みをした事業主の顕彰を行うものとする。

（障がい者千人雇用委員会の設置）

第13条 市長は、障がい者の雇用の場の創設及び拡充、障がい者の雇用促進と就労の安定化を目指し、必要な助言、提言を得るため、総社市障がい者千人雇用委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、20人以内とする。

- 3 委員は、委員会の目的に賛同し、目的の達成を担う一員として積極的に活動する団体・機関等に所属する者のうちから、市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、委員会に有識者等を委員として参画させることができる。

（その他）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（関係条例の一部改正）

- 2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中障害程度区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

障がい者千人雇用委員会委員	5,900		
---------------	-------	--	--

（検討）

- 3 市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 障がい者団体との意見交換

身体障がい者団体から寄せられた意見（総社市身体障がい者福祉協会）

（運営上の問題点等）

- ・若い人が入ってこない。
- ・会員の高齢化が進んでいる。
- ・地域に住む障がい者が把握できないため、会員の募集ができない。特に若い人の加入が無いため、色々な面で活動が低下してきている。

（地域での役割について）

- ・みんなの意見をよく聞いて市に相談すること。
- ・現在年2回程度しか会員が触れ合う機会がないが、もっと多くの会員が参加し、集える活動ができればと思う。
- ・自分の立場に置きかえて協力地域の会員をサポートしていきたいと考えていく。

（福祉サービスについて改善すべきところ）

- ・サービスは個々に受けているようですが、サービスの内容がよくわかっている人は少ないので、文書にするだけでなく口頭での説明が必要と思う。
- ・高齢者が多いため、余暇活動に参加できないこと。
- ・一連の窓口までのルートがわかりにくい。

（相談支援について）

- ・相談は障がい者の配偶者からが多い。
- ・窓口で「障がい福祉のしおり」をもらっているが、何が必要かいまいちわからない。

（地域生活・一般就労について）

- ・求人のある会社、職場の情報提供、求められている人材の内容の説明がほしい。
- ・事前の職業訓練（パソコン等）の場があればよい。
- ・バリアフリー社会を望む。
- ・障がい者トイレの増設を望む。
- ・車道と歩道の高さを同じにしているなど、工夫がされていると思う。
- ・介護保険にはケアマネージャーが月1くらいで様子をみているが、障がい者にもケアマネージャーのしくみがあってもよいと思う。

（障がい者千人雇用について）

- ・障がい者の一人として大変感謝しています。私自身高齢で必要ありませんがぜひ続けてください。

（その他）

- ・現在、車イスで出かける人が大変多く、一般の人達が障がい者を理解してきてくれていると思いますが、まだまだ偏見がある。常に前向きに考えていただき改善してほしい。
- ・思いとして、障がい者自身も甘えることなく努力してもらいたい。
- ・長期的には、教育面で障がい者への理解、障がいのある子どもたちへの自律支援が大切と思う。

知的障がい者団体から寄せられた意見（総社市手をつなぐ親の会）

（運営上の問題点等）

- ・親子ともに高齢化が進んでいる。
- ・老人ホーム等への入所により会員の減少が続いている。
- ・高齢化していく本人たちの独立した「住まい」の必要性が大きくなってきている。
- ・あらゆる場面で虐待や暴力による行動が起こり、その防止が課題となっている。
- ・就労は増加しているが、反面長続きしない場合もある。活動するたびに移動支援の必要性も出ている。

（地域での役割について）

- ・福祉への理解が定着する社会の中、一般就労、移動方法、住まいの場等の問題がクローズアップされており、親として果たすべき役割を果たしていきたい。
- ・障がい者への理解を社会の人々に啓発をしていきたい。
- ・住まい環境で、バリアフリー化をあらゆる場面で指摘をしていきたい。
- ・本人の就労への心構えや準備を親として行っていく必要がある。
- ・本人たちが生活する中、休日の過ごし方、早間情操の充実のため、楽しめるイベントを組んでいきたい。

（福祉サービスについて改善すべきところ）

- ・目の不自由な子どものための同行援護の充実
- ・家庭での生活の中、子どもの介護の必要性のため短期入所を求める人がいる。
- ・重度障がいの人が特定の医療機関や施設で一定期間支援を受けることが望ましい。
- ・高齢になった時の生活の場の提供
- ・入所施設の整備について、各法人に頑張ってほしい。

（相談支援について）

- 本会では毎月第1火曜日に相談員が交代で相談会を行っている。
- 難しい相談は市の基幹相談支援センターに行ってもらっているが、事業所等とも連携した相談活動をしていきたい。

（地域生活・一般就労について）

- 総社市は他市よりも就労継続支援A型事業所、B型事業所が多く、本人たちにとって自分の行きたい仕事場を選べる環境ができていることはありがたい。
- 目の不自由な本人にとってはバリアフリーのある生活環境をつくる必要がある。

（障がい者千人雇用について）

- 本人たちの就労できる機会を作っていただいていること、多くの事業所が活動していることはありがたいことだと思う。
- 就労した事業所の中には、本人が困ったときのためのアドバイザーを置き、折にふれ提言してできるだけ離職をしないようにしているところもある。
- 心の充実を図るため、楽しい日が多いような行事等を計画することも大切な支援だと思う。
- 仕事を長く続けていくためには、人の話をよく聞くこと、教えてもらう勇気をもつこと、失敗をおそれず進んでいくことが大事である。

（その他）

- 本会は発足以来50有余年多くの子どもたちの心の支えとして活動してきたが、親子の高齢化が進み親たちのリタイアが続いている。
- 福祉の事業所が多くなる中、子どもの仕事の移行はうれしいが、会議などに親が出席しなくなっており、行政や事業所関係の人のみで会が進行している。

精神障がい者団体から寄せられた意見（NPO法人あゆみの会）

（運営上の問題点等）

- 就労継続支援B型事業所では、工賃アップを目指しているが、労働単価も低く、体力、能力に応じて職を持っていますが、現行の請負い作業では低賃金ならざるを得ず打つ手が見つからない。
- 年6回、ボランティアの協力でゆとりの時間、楽しむ会を企画しているが、受動的な活動を一歩進めて労働できることも考えるべきと考える。
- 実生活に即した調理実習を再び取り入れたい。

（地域での役割について）

- 障がい者が自立した日常生活、または社会生活を営むことを目的とし、利用者の意志、人格を

尊重した支援を行っている。

- ・対外的に閉じこもりがちな当事者を一步でも外へ出られる自信をつけられるよう偏見を排除したい。

（福祉サービスについて改善すべきところ）

- ・親が行き詰っているにもかかわらず、なかなか援助を受けようとしなない。訪問があれば糸口がつかめるので、きっかけづくりが必要である。
- ・福祉サービスの内容について、学習会や研修会があるとよい。
- ・体験者の報告会があるとよい。
- ・相談支援サービスなどを利用した、障がい者を中心に見据えた個別支援をチームワークで支えることが必要で、孤立化させないことが大切と思う。
- ・現在、精神障がい者は精神科で受診すると一割負担ですが、他の障がい者と同様に他科の診療も一割負担となるよう充実してほしい。

（地域生活・一般就労について）

- ・閉じこもりの人の退院後の指導を充実させてほしい。
- ・保健所、市、社協が一体となった支援を希望する。

（障がい者千人雇用について）

- ・指導者、利用者ともに励みになっており、ステップアップする人もいる。

6 自立支援協議会の委員から寄せられた意見（一般）

（福祉サービスについて）

- ・いたれりつくせりで素晴らしい。
- ・特別支援学校の児童生徒の朝の送りや家族が病気の時のショートステイ
- ・医療的ケアの必要な児童生徒を受け入れてくれる事業所が増えて欲しい。
- ・訪問系サービスについて、内容がわかりにくくもう少し具体的な説明をして頂けたらと思います。
- ・社会参加促進事業について、スポーツ、レクレーション…障がい者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、とありますが、開催しているのでしょうか？
- ・福祉ホーム事業について、場所はどこでしょうか。
行動援護は重度のみではなく中度にも適用してはどうか。
行動援護。重度だけではなく、必要に応じて利用できると良いと思います。
- ・日中一時支援事業（土日、長期休みの利用ができる所が増えればうれしいです）

① 短期入所…・急な利用ができない。

- ・重度心身障がい児の受入れ先がなく困っている人がいる（看護師が必要）

② 近い将来、住む場所が足りなくなる。

- ・特にありません。真剣に取り組んでいると思います。引き続き「ゆうゆう」等における相談援助の充実を望みます。
- ① 学校卒業後すぐにB型事業所にいく場合のアセスメントを行う就労移行事業所が一か所しかない。今後実際にアセスメントできますか。
- ② 施設入所について。入所施設や定員は増えないと思うが、需要は多い。
- ③ 通学の支援（スクールバス停までの付添いなど）に使えるサービスはありますか。
 - ・総社市の障がい福祉サービスの利用方法、内容がわからない。そしてどこで情報提供をしているのかもわからない。
 - ・視覚障害の同行援護を知的障害の人も使えた方がよい。
 - ・移動支援事業の範囲を広げてほしい。

7 自立支援協議会の委員から寄せられた意見（事業者）

（運営上の問題点等）

- ・利用者に対する福祉的な支援スキル
- ・安定的な事業所運営
- ・発達障がい、精神障がいに関する知識
- ・一般就労を希望する利用者の就労支援
- ・開施時間の延長
- ・休業日の利用の希望相談
- ・駐車場の確保
- ・自社製品を販売する場所
- ・就労継続支援B型事業所…当事業所定員15人に対し、常時利用できている利用者は月平均9～10人程度となっており、経営的には厳しい状況であり、今後短期間での利用者の増加は見込めないのではないかと考えている。
- ・日中一時支援…当事業所では、小学校1年～3年生までが支援対象となっているが、今後現在の開催場所では利用者の増加に対する対応が難しい状況となっている。
- ・正規職員が少ない中での運営となっています。パート等がパート以上の取り組みをしています。給与等の改善をしたいと思いますが、市に合わせるとのことで困難となっています。市全体として福祉や介護のメンバーの給与等の改善を望みます。
- ・利用者確保について（定員を満たしていないため）
- ・工賃の向上。
- ・場所が狭いこと。
- ・室内の狭さ。
- ・戸外の狭さ。
- ・場所の狭さ。
- ・人材確保について、管理者研修などを受講後、子育てなどの理由で退職したりするので人材育成や確保が大変である。
- ・負担金未払いについて、重要事項説明書に記載が有るが、何回も支払い催促をしても3か月以上未払い。利用停止にすると本児に必要な療育が受けられずトラブルにもなりかねないのでそれもできず、事業所が我慢している。
- ・ハード面の環境整備が必要である。杖を使用している方や、歩行にふらつきがある方がいるが、

手すりが必要な場所に設置できていない。トイレであったり、廊下であったり設備が必要である。また、定員を増員したことにより、各作業室が狭くなっているため、働きやすい環境とはなっていないように思われる。

- 就労移行支援事業では、総社市独自の集団面接会や障がい者千人雇用センターの協力もあり、毎年のように一般企業等に就職ができています。退所者がいる反面、新たに就労移行支援事業の利用を希望する方がいない状況があります。

これまでは就労継続支援B型事業所の利用を希望する支援学校の新規卒業生には制度を説明し、就労移行支援事業を利用して頂いてきました。

しかし、27年度は就労継続支援B型事業所の利用希望者もいない現状であり、就労継続支援事業の継続が困難な状況です。

- 当事業所は、相談支援事業、ヘルパーステーション、地域活動支援センターⅡ型の3事業を行っており、ニーズは高いものの、収益性の部分では相談支援事業をはじめ、あまり高いものとはいえない。
- 児童の方で日中一時支援の利用申請を行っている方が地域活動支援センターⅡ型も日中一時支援的な利用を希望されているが、再度申請書を記入等しないといけない点が煩わしいと訴えられる方もおられた。日中一時支援に比べるとⅡ型は使いにくい印象がある。（利用者負担金については日中一時支援と同様ではある。）
- 放課後等デイサービスと日中一時支援を行っているが、日中一時支援のニーズが多く、スタッフの配置によっては断ることも増えてきている。
- 医療的ケアが必要な利用者の方の見学などの問い合わせが多いが、当事業所は看護師が非常勤であり、勤務時間も不規則であるため利用にはつながっていない。また、現状では常勤で看護師を配置するのは運営上難しい。
- 26年度に新たに生活介護を開設したが、利用者確保が課題である。
- 現在、地域活動支援センターⅢ型を併設しており、併設の利点もあるが、発達障がいの方の対応の違い等、Ⅲ型と就労継続支援B型事業を区別していく必要があるように思っています。
- 未だ売上があがる仕組みができていないため経営が困難である。どうしても経営を重視してしまうため、利用者への支援が十分でないと思う。
- 職員の意識の統一と責任感のある若い職員の育成ができていない。
- 利用者の方を採用する際、数日の研修では判断できず、できる仕事を探すのに困ることがよくある。（職員の負担が大きくなってしまう。）
- 利用施設が老朽化しており、駐輪場や室内の狭さに苦慮している。また、作業にも影響を及ぼしている。
- 職員の確保が難しい。
- 地域活動支援センターⅢ型事業、就労継続支援B型事業、それぞれ特色をもって運営しているが、Ⅲ型への定着が進みにくい。B型事業は工賃アップのための課題がある。
- 市の予算ではまだ十分なことができない。

8 用語解説

【あ】

●アスペルガー症候群

発達障がい的一种であり、一般的には「知的障がいが無い自閉症」とされている。

対人関係の障がいや、他者の気持ちの推測力、すなわち心の理論の障がいの特徴とされる。

【か】

●学習障がい（LD）

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するなどの特定の能力の習得と使用に、著しい困難を示す様々な障がいを指す。

●グループホーム

障がい者が、世話人から日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場

【さ】

●自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる、などを特徴とする行動の障がいのこと。

●身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がいのある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる人であることを確認する手帳

●精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付する手帳

●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度

●その他の広汎性発達障がい

自閉性精神発達遅滞のこと。精神発達遅滞とは、全般的な知能の発達に遅れがみられ、社会生活にうまく適応できない状態のこと。発達期に低い知能がみられる場合をいう。

【た】

●知的障がい者

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人

●注意欠陥多動性障がい(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

●特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとり

の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

【な】

●ノーマライゼーション

常態化、正常化、標準化。障がい者や高齢者を区別して隔離することは異常(アブノーマル)であり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそが正常(ノーマル)だという福祉の理念

【は】

●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい※、学習障がい※、注意欠陥多動性障がい※その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

●バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。一般民間企業の場合は、従業員50人以上が対象で、2.0%

●療育

障がい児が医療的配慮のもとで育成されること。

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に交付する手帳

【ま】

●民生委員児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと、②保護を要するものを適切に保護指導すること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

【ら】

●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階